

議案第100号

松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例の一部改正について

松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例（令和5年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例の一部を改正する条例

松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例（令和5年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

使用料

	時間区分		使用料／単位
	4月1日から10月31日 までの土曜日、日曜日及 び祝日	左記以外の期間	
バーベキュー サイト	午前10時30分から 午後3時30分まで	午前10時30分から 午後4時30分まで	3,000円 ／1テーブル
	午後4時から 午後9時まで		
キャンプサ イト	午前10時30分から 午後9時まで	午前10時30分から 午後4時30分まで	小 1,500円 中 2,000円 大 2,500円 ／1区画
シャワー	キャンプサイトの使用時間に準ずる		100円 ／1室1回

備考

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 4月1日から10月31日までの土曜日、日曜日及び祝日のバーベキューサイ

トの使用時間及び使用料について、時間区分を連続して使用する場合は、各時間区分に定める額の合計とし、その間の時間外使用に係る使用料は、無料とする。

専用使用

	使用時間		使用区分	使用料／1日
	バーベキューサイト及びキャンプサイト	4月1日から10月31日までの土曜日、日曜日及び祝日	午前10時30分から午後9時まで	入場料等を徴する場合
上記以外の場合				69,000円
上記以外		午前10時30分から午後4時30分まで	入場料等を徴する場合	90,000円
			上記以外の場合	45,000円

備考 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。